

法令名	消防法	所管課	予防課
処分の種類	無許可施設等に対する措置命令		
根拠条項	第16条の6	処分権者	市長
根拠条文	<p>法第16条の6</p> <p>市町村長等は、第10条第1項ただし書きの承認又は第11条第1項前段の規定による許可を受けずに指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている者に対して、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の除去その他危険物による災害防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>		
処 分 基 準	<p>法文のとおり、製造所等又は法第10条ただし書きの規定に基づく仮貯蔵、仮取扱の承認を受けた場所以外の場所で、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていると認められるとき。</p>		
行政手続法適用の有無	有		
意見陳述の機会の付与	不要 (理由 行政手続法 第13条第2項第1号、第3号)		
区 分			
制定 年 月 日	平成6年9月22日		
施行 年 月 日	平成6年10月1日		